

令和7年1月 第1回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和7年1月21日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和7年1月21日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	総務理事	大平弘明君
事業理事兼 庁舎建設室長	今道晋次君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	山村輝明君	農林水産課長	金子剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

(1) 報告第1号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）

(2) 報告第2号 専決処分した事件（令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第5号））

- 日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件
日程第5 議案第2号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）
日程第6 議案第3号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第4号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第5号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第6号 令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第7号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第4号）
閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から、令和7年1月第1回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたりまして町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年1月佐々町議会第1回の臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、案件につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正の件、佐々町一般会計補正予算（第6号）ほか5件の各会計予算の補正予算でございまして、以上7件でございます。

どうぞ御審議を賜りまして御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単措辞でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、阿部豊君、7番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、1月21日、本日1日間としたいと思います。

日程について説明を行います。

はじめに行政報告です。2件の報告を町長からお願いいたします。

次に、議案第1号から議案第7号までの7議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により、時間の延長もあろうかと思っておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月21日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、1月21日、本日1日間と決定いたしました。

— 日程第3 行政報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、行政報告に入ります。

2件の報告のあと、一括して質疑を行いたいと思っております。

それでは、報告をお願いいたします。

町長。

町長（古庄 剛 君）

それでは、報告第1号 専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年1月21日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。2、専決処分年月日、令和6年12月18日。

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、資料の4ページをお願いいたします。

草刈り作業中による物損事故により生じた和解及び損害賠償について、概要のほうを御説明させていただきます。

事故発生日が、令和6年10月29日火曜日、午前10時30分ごろです。事故発生現場につきましては、サン・ビレッジさざ及びでんでんパークの敷地内の園路となります。

事故の相手ですが、佐々町の在住者の方でいらっしゃいます。

事故の概要です。サン・ビレッジさざ会計年度任用職員がでんでんパーク駐車場ののり面を草刈り作業に石が跳ね、道路を運転していた相手方の車両の運転席側後部座席の窓に当たり、窓ガラスが割れ、損傷したものでございます。

専決事項としましては、その下でございます。

損害額5万3,790円。主に窓ガラスの修繕等でございます。

責任割合といたしまして、佐々町が100%、相手方が0%、甲乙間の責任額が、佐々町が5万3,790円を負担するということです。

その他としまして、今後本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約するというところでございます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

損害賠償の額が5万3,790円をお支払いをしているところです。補正予算として、令和6年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分とさせていただきます。専決処分日が、令和6年12月18日。

今回の事故を受けての対応といたしまして、草刈り作業を行う会計年度任用職員を対象に、今後の事故防止のため安全教育を行ったところです。

内容については、周囲の最善の注意を図ることや、飛散防止パネルを使用する等の対応を話をしたところです。

今回は誠に申し訳ございませんでした。

次の6ページをお願いいたします。

こちらに航空写真を付けておりまして、赤丸のところが事故現場となります。町道サン・ビレッジ線からでんでんパークの駐車場側へ入ってすぐの場所となります。

7ページが近景を付けております。

指差しをしているところが、小石が跳ね、車の窓ガラスが割れたところになります。

次の8ページをお願いいたします。

同じく、ここは草刈りの作業をしていたところでございます。

最後の9ページをお願いいたします。

これが車の損傷箇所ということで、窓ガラスが割れた跡を記載しているところです。

それでは、専決処分書、2ページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年12月18日専決、佐々町長。

1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（職員の草刈り作業中による物損事故における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生日、令和6年12月18日。

3、損害賠償額が5万3,790円です。

3ページをお願いいたします。

4番の和解及び損害賠償の相手方については記載のとおりでございます。

5番、事故の概要、それから6番、和解の概要については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第2号 専決処分した事件。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年1月21日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和6年佐々町一般会計補正予算（第5号）。2、専決処分年月日、令和6年12月18日。

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

2ページをお願いいたします。

令和6年度佐々町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度佐々町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,597万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日専決、佐々町長。

3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額5万3,000円、計1億4,462万8,000円、4項雑入、補正額5万3,000円、計7,784万7,000円。

歳入合計、補正額5万3,000円、計92億5,597万円。

歳出。10款教育費、補正額5万4,000円、計7億7,298万7,000円、6項保健体育費、補正額5万4,000円、計4,313万8,000円。

14款予備費、補正額、減額1,000円、計6,566万6,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額5万3,000円、計92億5,597万円。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については、割愛をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

先ほど報告がありました報告第1号に伴う、それぞれ歳入歳出の補正予算の専決処分をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから報告に対する質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。
以上で、日程第3、行政報告を終わります。

— 日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第4、議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第1号 朗読)

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(落合 健治 君)

それでは、職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容を御説明いたします。

今回の条例改正の主な内容は、令和6年8月に発表された人事院勧告に基づく給料表の引上げ及び期末勤勉手当の支給率の改正、特別職の期末手当の支給率の改正となっております。

今回の改正内容は、人事院勧告と同内容となっております。

条例改正の内容については、議案に添付しております資料により御説明させていただきます。
議案書41ページをお願いいたします。

行政職給料表ですが、国の平均改定率が2.76%、県の平均改定率が2.80%となっております。

改定内容でございますが、民間給与との較差を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減する形で全体の引上げ改定を行うものです。

今回の条例改正における行政職給料表の改定額は3,300円から、2万6,300円となっております。

本町の行政職給料表適用職員の級ごとの改定額及び級ごとの職員分布数は、資料41ページ下段に記載のとおりでございます。

42ページをお願いいたします。

今回の条例改正における医療職給料表の改定額は、医療職給料表(一)の改定額は5,400円から2万6,700円、医療職給料表(二)の改定額は3,400円から2万7,000円、医療職給料表(三)の改定額は3,300円から3万600円となっております。

現業職給料表の改定額は3,400円から2万7,500円となっておりますが、こちらは規則での改正となります。

資料49ページ以降に改正給料表を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

医療職給料表(二)(三)、現業職給料表における本町職員の改定額、人数は、42ページ上段の本町職員の改定額及び対象者数に記載のとおりでございます。

給料の適用日につきましては、令和6年4月1日とし、遡及適用いたします。

次に、期末勤勉手当の改定でございます。

42ページ、中ほどの表を御覧いただければと思いますが、現在、年間4.50月分の支給割合を0.1月分引き上げて、年間4.60月分とするものでございます。

改定後の支給割合は、令和7年度から6月、12月ともに、期末手当1.25月分、勤勉手当1.05月分の2.30月分、年間4.60月分の支給となります。

令和6年度につきましては、12月期の期末勤勉手当の支給割合を0.1月分引上げ、2.35月分となります。

次に、特別職の給与改定内容でございます。

特別職は、町長、副町長、教育長、議員となります。

42ページ、下段の表を御覧いただければと思いますが、現在、年間3.40月分の期末手当の支給割合を0.05月分引上げて、年間3.45月分とするものでございます。改定後の期末手当の支給割合は、令和7年度から6月、12月ともに1.725月分、年間3.45月分の支給となります。

令和6年度分につきましては、12月分の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、1.75月分となります。

43ページをお願いいたします。

次に、再任用職員の給与改定内容でございます。

再任用職員の給料表の改定額は3,300円から、4,700円となっております。

本町再任用職員の改定額、人数は、43ページ上段の本町職員の改定額及び対象者数に記載のとおりでございます。

次に、再任用職員の期末勤勉手当の改定でございます。

43ページ中ほどの表を御覧いただければと思いますが、現在、年間2.35月分の支給割合を、0.05月分引き上げて、年間2.40月分とするものでございます。

改定後の支給割合は、令和7年度から6月、12月ともに、期末手当0.70月分、勤勉手当0.50月分の1.20月分、年間2.40月分の支給となります。

令和6年度分につきましては、12月期の期末勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ、1.225月分となります。

43ページの下段を御覧いただければと思いますが、会計年度任用職員の給料についても、一般職の給与条例の取扱いに準じて改定することとされているため、令和6年4月1日に遡及適用し、引上げを行います。

また、一般職同様、期末勤勉手当の支給割合を年間4.5月分から4.6月分に引き上げるものでございます。

44ページをお願いいたします。

今回の条例改正に伴う影響額ですが、約5,800万円となっております。

参考までに、過去の人事院勧告の内容を記載しております。

それでは、議案書の2ページにお戻りいただければと思います。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中

太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

第1条の改正内容は、令和6年12月支給の一般職の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ、再任用職員の令和6年12月支給の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるものです。

あわせて給料表の改正を行うものです。4ページから31ページが給料表の改正となっておりますので御覧いただければと思います。

なお、期末・勤勉手当の支給率の改正の適用日は、令和6年12月1日、給料表の改正の適用日は、令和6年4月1日となります。

議案書32ページをお願いいたします。

第2条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらの朗読は省略させていただきます。

第2条の改正内容は、令和6年12月支給の町長、副町長の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。適用日は、令和6年12月1日となります。

議案書33ページをお願いいたします。

第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第3条の改正内容は、令和6年12月支給の教育長の期末手当の支給率を、0.05月分引き上げるものでございます。こちら適用日は、令和6年12月1日となります。

次に、議案書34ページをお願いいたします。

第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第4条の改正内容は、令和6年12月支給の議員の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。こちら適用日は、令和6年12月1日となります。

次に、議案書35ページをお願いいたします。

第5条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第5条の改正内容は、令和7年度以降の一般職及び再任用職員の期末・勤勉手当の支給率の改正となります。

期末手当ですが、一般職を6月・12月支給分ともに1.25月分、再任用職員を6月・12月分ともに0.70月分に改正するものでございます。勤勉手当ですが、一般職を6月・12月支給分ともに1.05月分、再任用職員を6月・12月分ともに0.50月分に改正するものでございます。

議案書37ページをお願いいたします。

第6条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第6条の改正内容は、令和7年度以降の町長・副町長の期末手当の支給率を6月・12月ともに1.725月分に改正するものでございます。

次に、議案書38ページをお願いいたします。

第7条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第7条の改正内容は、令和7年度以降の教育長の期末手当の支給率を6月・12月ともに1.725月分に改正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

第8条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第8条の改正内容は、令和7年度以降の議員の期末手当の支給率を6月・12月ともに1.725月分に改正するものでございます。

附則。施行期日等。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

適用。第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第3項、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次頁において「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例（次頁において「改正後の町長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（次頁において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次頁において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

給与の内払。第4項、改正後の給与条例、改正後の町長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定若しくは第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の町長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定若しくは改正後の議員報酬条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

本議案は、人事院勧告に基づく公務員の労働基本権制約の代償措置としてある人事院勧告という、これを基にした条例改正というふうに認識しております。

まず1点目。職員組合との、労働組合との妥結に基づいた提案なのかの確認が1点。

2点目。先ほど国の人事院勧告の時期及び県の人事院勧告は資料でいただいておりますので、令和6年10月4日ということを出ております。まあ、結局、このタイミングですね。私として

は、そもそも昨年の給与制度についての勧告ということで、本来、昨年、年内にこの条例改正が行われるべきであったというふうに私は認識しております。本町の12月定例議会は、12月の3日、4日、5日ということで終わりましたが、当局からは、年末には、この人事院勧告に伴う臨時会なりをお願いしたい旨のことも聞いておりました。まあ、当然だろうということで私も構えておりましたが、残念ながら越年しているという状況です。

県内の状況は、どのような対応がされたのか、各自治体、県含め各市町村の、この人事院勧告に対する対応。人事院勧告がなされても条例が改正なされなければ、いわゆる改正ができないわけですね。この対応を、県内の状況を確認したいというのが2点目です。

3点目。今回の勧告の中に、職員の人事管理に関することも書いてあります。人材の確保ということで喫緊の課題、本町、特に技術職の確保が、本町はじめ県及び各地方団体が、募集をしても応募がないというような状況に見舞われているというふうに認識しております。それと人材の育成と能力、実績に基づく人事管理の推進と、人事院も勧告されていると。そういった状況の下、昨今、私が感じているのは、技術職について、まあ、医療職、看護師及び保健師とかは、いわゆる給料表が別に定められておまして、行政職よりちょっと制度的に最初から、師としての価値を見出した給料表になっておると。片や土木、建築、水道等、いわゆる技術職の技師のほうですね、これは行政職給料表として一緒になっております。事務職と。そういった中で、特に技術職については、まずは中途採用とかも求めるような中で人材を確保しようということで取り組まれておりますけれども、中途採用の募集の際には、土木の一級、二級とか、建築士の一級、二級とか、いわゆる資格者をということで求められております。片や大卒ストレート、高卒ストレートで入ってきた技術の方が、いわゆる当局の形の中で、資格っていう部分について取得するように推進されているのかということ、そうではないような気がするわけです。だから、現状、その技術職としてどの程度、その資格者が有しているのかということ、まずは1点目として確認をさせていただきたいと。

以上、3点。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

まず、組合との交渉でございますが、昨年の11月11日に団体交渉を行いまして、妥結をしておるものでございます。

それから、長崎県、他市町の対応につきましては、資料を手元に持っておりませんが、長崎県は2月の議会で提案する旨をお聞きしております。他市町の対応でございまして、いくつかの市町で12月に条例改正を行った旨はお聞きしておりますが、8町で申し上げますと、1町のみが年内に条例改正を行っておりまして、そのほか7町は年を越しているとお聞きしております。

それから、技術職員の資格取得者の状況でございまして、主なものを申し上げますと、まず、一級建築施工管理技士が1名、一級土木施工管理技士が2名、一級電気工事施工管理技士が1名、一級管工事施工管理技士が1名、二級建築士が1名、二級土木施工管理技士が4名、このうち2名は学科取得となっております。それから、二級配管技能士が1名、第二種電気工事士が4名、測量士が2名となっております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

労働組合との交渉は妥結しているということで理解しました。

2点目ですね、佐々町は佐世保市に囲まれておりまして、一番比較するのは佐世保市。佐世保市は年内に条例改正を行い対応をしたというふうに認識しております。ましてや、8町の中での1町というのも、私はSNSで確認したんですけども、ある議員の、年末に臨時会が招集されて対応したというふうに、「ああ、すばらしいな。」というふうに感じました。やはり、この人事院勧告に伴う条例改正というのは、年内に行い年内に終結するべきだというふうに私自身認識しております。特に、町長は、町村会の会長もなされておりまして、情報も真っ先にくるのではないかと思います。なぜ、私が聞き及んでおりますのは、他の、国が出された制度についての対応と合わせて行いたいということでおっしゃられましたけれども、それは当然年内には間に合うようなシステムの改変とかもありますので、対応したくても対応できない、越年してしまうというような流れでなかろうかと思います。しかしながら、この勧告については、条例改正については招集していただければ、私たち議員はすぐに参集し、対応できたのではなかろうかというふうに考えます。なぜ年内に行われなかったのかを、再確認させてください。

3点目、技術職の資格取得については確認させていただいた次第ですけれども、結構、その技術職で入りながら、なかなか資格が取得できないということがあるのかないのかは再確認したい。資格を持たない技師がいらっしゃるのかというのは確認をさせていただきたい。資格取得に関しては費用がかかります。私が聞き及んでおりますのは、昨今のこの人材確保という点で、なかなか公務の場に優秀な技師等の応募がないと、それが自治体の悩みだというふうに聞いておりますが、民間においては、この資格者に、その資格に応じた手当が支給されております。こういったことを考えていくべきではないかというふうな考えを持って質問をしておりますが、というのは、民間にあって公務にないと、ましてや技術職にとっては、ポストがやはり、本町で言えば、水道課、農林水産課、建設課、限られます。職階級ですから、役職が上がらないことにはなかなか給料も伴ってこないという流れの中で、スキルアップを自分で、自費で行いながらも、なかなかその手当もないというのは、いかんせん、その資格を取得しようという意欲につながらないのではないかというふうに思います。スキルアップをすれば、その分のインセンティブなりを手当として考えていくべきではないかと。そういった考えを持って、今後対応していくべきではないかというふうなことも、各市町のほうからの情報として、私も聞き及んでおりますので、本町としてはどのような考えをお持ちなのか、その人材確保、スキルアップという面に対して、考えなのかというのを確認したいと。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

給与改定の関係でございますが、地方公務員の給与改定に関します取扱いについてということで、昨年11月29日付で依頼がっております。内容といたしましては、職員の給与改定の実施につきましては、均衡の原則にのっとり行うべきものであるということで、その時期につきましては、国における給与法の措置をもって行うことを基本としまして、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断すること。また、給与条例の改正は議会で十分審議のうえ行うこととし、地方自治法第179条の長の専決処分の規定に該当する場合を除きまして、専決処分によって行うことがないようということで依頼がっております。

先ほど言いましたように、地域の実情を踏まえ、適切に判断することということで指示がございましたので、今回提案しております、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策支援事業の実施が最優先と判断いたしましたので、支援事業内容を検討しておったということで、

今回一緒に提案をさせていただいたということで、給与改定につきましては御理解をいただきたいと思っております。

また、職員の資格手当についてでございますが、今6番議員さんが言われますように、職員給与に関する条例、規則等につきましては、現在、資格等の手当はございません。これにつきましては、研究をさせていただきたいと思っておりますが、国のほうでも職員の資格手当等につきましては、社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方に関する検討会、給与分科会というのが開催されているようでございますので、何らかの方向性が今後示されるのではないかと思いますので、その際に、改めて議会のほうへは御相談をさせていただきたいと思っております。

また、職員の資格取得ということでございますが、今は言われますとおり、職員で個人的に受検をされて資格取得をされているということで、今のところはそういうふうな資格手当はないというのが現状でございます。その資格取得によって、その業務を行うことによりまして、自己研さんになっているのではないかとこのように判断しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

タイミングにつきましては、行うべき、しかるべきタイミングでは行うべきだというふうに私は思っております。

県は越年した、しかしながら、年内に行った市もあれば町もあると。特に、本町の町長は町村会の会長もなされておりますので、やはりしかるべきタイミング、これはできる、できたわけですね、やろうと思えば、年内に。されている市町村もあるわけですから、そこは適切なタイミングで臨時会は何回されても構わないわけですから、招集かけていただいて、適切なタイミングで条例なり改正をし、対応できるようなことで行っていただきたいということで意見を申し上げたいと思っております。

また、3点目の技術者の関係なんですけれども、やはり人材確保が厳しいというような状況ですので、そこは踏み込んだ調査をし、研究をし、他市町村より先んじてでもそういったことを創設して、優秀な人材を確保されるとともに、現状の職員の方々がスキルアップをすれば、インセンティブもあり、自費を投じてでも行っていく。まあ、技術も日進月歩進んでおりますので、そういったことを、自己研さんを行うことによって、その職員の能力も上がり、これがひいては住民に返ってくるというふうになると思っております。踏み込んだ調査、研究をし、制度の設計をしていただければということ、意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第2号 令和6年度 佐々町一般会計補正予算(第6号) —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第5、議案第2号 令和6年度佐々町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第2号 朗読)

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

税財政課長。

税財政課長(藤永 大治 君)

それでは、タブレット2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1億733万5,000円、計17億6,029万円、2項国庫補助金、補正額1億733万5,000円、計8億9,355万4,000円。

15款県支出金、補正額94万5,000円、計5億9,926万2,000円、2項県補助金、補正額94万5,000円、計1億8,085万4,000円。

17款寄附金、補正額2,500万円、計1億3,000円、1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額930万円、計7億8,132万3,000円、1項基金繰入金、補正額930万円、計7億8,117万2,000円。

20款諸収入、補正額23万円、計1億4,485万8,000円、4項雑入、補正額23万円、計7,807万7,000円。

歳入合計、補正額1億4,281万円、計93億9,878万円。

3ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額105万6,000円、計8,663万8,000円、1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額2,567万4,000円、計14億378万8,000円、1項総務管理費、補正額2,187万6,000円、計12億6,847万4,000円、2項徴税費、補正額251万7,000円、計7,573万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費、補正額128万1,000円、計4,654万4,000円。

3款民生費、補正額6,637万6,000円、計24億2,350万9,000円、1項社会福祉費、補正額5,776万7,000円、計11億9,473万円、2項児童福祉費、補正額860万9,000円、計12億2,857万9,000円。

4款衛生費、補正額655万5,000円、計23億7,358万5,000円、1項保健衛生費、補正額353万

3,000円、計5億3,855万2,000円、2項清掃費、補正額302万2,000円、計18億2,854万2,000円。

5款労働費、補正額6,000円、計48万円、1項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6款農林水産業費、補正額565万円、計1億8,907万9,000円、1項農業費、補正額565万円、計1億8,698万4,000円。

7款商工費、補正額5,234万4,000円、計1億4,276万7,000円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額525万5,000円、計9億2,314万8,000円、1項土木管理費、補正額248万2,000円、計1億555万3,000円、2項道路橋梁費、補正額247万2,000円、計2億3,164万7,000円、6項住宅費、補正額30万1,000円、計1億78万8,000円。

10款教育費、補正額2,316万1,000円、計7億9,614万8,000円、1項教育総務費、補正額806万2,000円、計1億6,159万3,000円、2項小学校費、補正額619万1,000円、計1億9,649万5,000円。

4ページをお願いいたします。

3項中学校費、補正額292万9,000円、計1億294万3,000円、5項社会教育費、補正額449万3,000円、計1億6,987万5,000円、6項保健体育費、補正額148万6,000円、計4,462万4,000円。

13款諸支出金、補正額1,250万1,000円、計2億3,101万2,000円、1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額、減額5,576万8,000円、計989万8,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1億4,281万円、計93億9,878万円。

続いて、5ページが第2表繰越明許費補正となっております。

これにつきましては、国の経済対策に伴うものでございまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の分の繰越明許費等の補正になっておりますけれども、ここで一旦、タブレットの45ページをお願いいたします。

こちらに物価高騰支援の一覧表をまとめたものを掲載しております。

まず、上段が低所得世帯支援枠分ということで、住民税非課税世帯への物価高騰対応給付金事業でございます。これにつきましては、非課税世帯1世帯当たり3万円の支給、更に18歳以下の子どもがおられれば、1人当たり2万円の加算をするものでございます。これについては、令和7年3月中旬の支給開始を予定しておりまして、申請期限については、令和7年5月末を予定しております。

予算額のところでございますけれども、345万2,000円が電算のシステムの改修費になっておりまして、5,112万4,000円が給付金の事業費ということになっております。

これについては、全額を臨時交付金の充当ということになっております。

それから、下段の分でございますけれども、こちらは推奨事業メニュー分ということで、この下に掲げております5本の事業を計上させていただいております。

まず1つ目が、公共交通事業者持続化支援事業ということで、これは松浦鉄道への支援となっております。燃料価格高騰によりまして、運行の維持が困難になっているということで、維持に必要な経費に対して支援を行うものでございまして、2県6市町で1,411万2,000円の支援ということで、本町は53万2,000円の支援を行うものでございます。

2つ目が肉用牛経営緊急支援事業ということで、これは子牛価格の急激な下落によりまして、経営が圧迫されている町内の畜産農家に対して支援を行うものでございます。具体的には、次の資料にありますけれども、全国平均価格と平戸口中央家畜市場の差額の一部、3分の1を支援するものでございます。全体で354頭を見込みまして、予算額が258万6,000円となっております。

3つ目が貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業ということで、これは燃油価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者に支援を行うものでございます。普通貨物自動車1台当たり4

万円、小型貨物自動車1台当たり2万円の支援を行うものでございまして、こちらについては、申請期限を令和7年7月末の予定をしております。予算額が320万円となっております。

続いて、4つ目の生活応援商品券事業ということで、こちらは食料品などの価格高騰の影響を受けている生活者、事業者を支援するため、住民1人当たり3,000円的生活応援商品券を配付するものでございます。こちらの利用期間については、準備等がありますので、令和7年5月上旬から8月末の予定としております。事業費については、4,843万2,000円を見込んでおります。

最後、5つ目ですけれども、これは学校給食費負担軽減事業ということで、小学生の無償化分ということで、これは保護者負担を軽減するために、1月から3月分の小学校の給食費に対して補助を行うものでございまして、対象児童数は約710人を見込んでおります。事業費については640万円の計上をさせていただいております。

この推奨事業メニュー分合計で6,115万円の事業費の計上をさせていただいておりますけれども、臨時交付金の限度額については、5,185万円の通知がっておりますので、この差額の930万円については、今回、財政調整基金の繰入れを行っておるものでございます。

続いて、タブレットの47ページ、48ページ、最後のほうになりますけれども、ここに添付しておりますのは、国の資料を添付しております。具体的には、48ページ、最後のページでございますけれども、今回、交付金の内容ということで、1つ目が先ほどの3万円、2万円の低所得世帯支援枠の分でございます。それから2つ目が、推奨事業メニューということで、国が示している推奨事業メニューがここに記載をされておりとなっておりますけれども、この中から本町ができるものがないかということで、今回5本の事業を計上させていただいております。

それでは、タブレットのまた5ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正。

追加。3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯への物価高騰対応給付金事業、金額5,112万4,000円。これは先ほど申しましたとおり、令和7年5月末を申請期限を予定をしておるという状況です。

それから、7款商工費1項商工費、事業名、貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業、金額320万円。これは、令和7年7月末の申請期限を予定をしております。

それから、7款商工費1項商工費、事業名、生活応援商品券事業、金額4,843万2,000円。利用期間を5月上旬から8月末の予定としております。

続いて、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については割愛をさせていただきますけれども、今回の一般会計の補正予算については、3つの項目になっております。

先ほど資料で御説明いたしました物価高騰対応支援分、この事業費が先ほどの1と2を合わせて1億1,572万6,000円となっております。

それから、議案第1号でありました人事院勧告に伴うもの、この補正予算が5,785万2,000円となっております。それから、3つ目がふるさと納税分、これが2,500万円、計上をさせていただいております。

そして、12月補正で予備費の積み増しを、5,600万円行いましたけれども、今回、予備費、人事院勧告分で5,576万8,000円の減額をさせていただいて、今回の補正額1億4,281万円ということになるものでございます。

税財政課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

各課から説明があれば許可します。

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

それでは予算書の9ページをお願いいたします。

上段のふるさと応援寄附金でございますが、ポータルサイトを増やしまして、申込できる窓口が増えたことで、予想以上に寄附額が増加しております。12月末現在で約8,400万円の寄附があっておりまして、残り3か月を見込んで、今回、歳入のほうを計上させていただいております。

あわせて、12ページの下段を御覧ください。

ふるさと納税事業費でございますが、こちらのほう歳入にあわせまして、必要な経費を計上しております。

企画商工課からは以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

住民福祉課の補正予算について御説明いたします。

予算書の17ページを御覧ください。

3款民生費1項7目、住民税非課税世帯への物価高騰対応給付金事業費でございます。補正額が合計5,112万4,000円となっております。

この予算額の内訳につきましては、まず、職員や会計年度任用職員さんの時間外手当、それから、通知書や振込手数料など、その他事務費といたしまして、72万4,000円を計上しております。それから、事業費といたしまして、先ほど税財政課長からも説明がありましたとおり、基準日が令和6年12月13日現在、住民登録をされている世帯、令和6年度の住民税均等割非課税世帯、こちらを1,400世帯見込んでおりますので、この分の事業費としまして、給付金4,200万円、それから非課税世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯に対しまして、子ども加算としまして2万円、対象としましては420人を想定しております。この分につきましては840万円、給付金の合計としましては5,040万円を予定しております。

今後のスケジュールとしましては、予算が可決されましたあと、要綱整備、それからシステム発注を行いまして、システムにつきましては2月の下旬に完了する予定となっております。

それから、あわせましてホームページ、広報さざ等、3月号で周知をいたしまして、その後3月上旬には対象者への通知ができるものと予定しております。

支給開始は3月中旬を予定しております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

物価高騰支援についてなんですけども、令和6年12月17日に国から交付限度額通知をいただ

いた枠の中でというふうに取り取れるわけですが、この積算根拠はどのように国から示されているのかというのを確認したい。

と申しますのも、推奨事業メニューの中で気になる点が、今回本町の事業には組み込まれておりませんが、子ども食堂に対する負担軽減のための支援とか、推奨メニューに上がっておるけど上がっていないとか、昨今、テレビ報道で見ましたけれども、長崎市が行われる省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援とかいうのを拝見して、いいメニューだなというふうには私自身感じたんですけど、そういった取組みが本町はなされないというように感じましたので、そういった議論はどのようになっているのかなというのを確認させてください。

というのは、国が示されている推奨事業メニューであれば、その枠の中に入れて、大きくなれないのかなというふうを感じるわけです。推奨メニューとは言いながら、限度額定められれば、その範囲の額の中でなかなか取組ができないというのも、なかなか納得しがたい。あとは、各自治体の一般財源の中で努力してくださいということなのか。推奨メニューであれば、その分はちゃんと国が見ますよということなのか、そこら辺がちょっと見えないもので、その限度額っていうのはどのような積算メニューの中でされているのかなというのを確認したいという意味合いでの質疑ですので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

国から示されておるその限度額の計算方法というのが、かなり難しくなっております、まず一つ目は人口、それから就業者、第一次産業就業者数の割合でありますとか、いろいろ計算がかなり複雑になっておまして、今回なっておりますけれども、今回、佐々町、本町に示されている推奨事業のメニューの交付限度額が5,185万円ということになっております。県内の同じような人口規模のところも同程度の交付限度額の配分ということになっております。

この交付限度額の5,185万円の範囲内で、本町でできるものがないかと、もちろん、国が示されている推奨事業メニューというのも確認をしながら検討をしてきたんですけど、大きくはこの、住民に広く行き渡るようにということで、この生活応援商品券事業費、この予算額が大半を占めるというようなことになっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

私を感じたのは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰、まあ、子ども食堂に本町内で行われているのは、そう多くないと思うんですよ。そういったところは、積極的に取り組んでいただけないかなと。せっかくいいことをされているというふうには私は認識しているんですけども、これを持続可能な組織として頑張っていただくためにも、そういった配慮は行政として持つべきではないかというふうに感じましたので質問をしておる次第です。

もう一つは、省エネ家電等への買い換え促進の生活者支援というのも、どれだけの需要があるかは分かりませんが、こういったメニューも取り組んでいただければ、住民の方々、エネルギー対策にも寄与するものですから、足したようなメニューに取り組んでいただければ、取捨選択できる住民の方もいらっしゃると思うので、今度、これに限らず、また限度額のアップもあろうかと思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員から言われましたように、推奨事業メニューということで、先ほど、子ども食堂に対する補助とか、それから省エネ家電とか推奨メニュー上がっているわけですけど、我々としましても、一応いろいろなことで、政策調整会議というのを開催いたしまして、4回にわたって話し合いを行いました。どういうメニューをするのかということで、5,100万円の中でどうするのかということで話し合いを行いまして、結局、今、ここに上げているメニューになったわけでございます。

一つは、先ほど税財政課長が申しましたように、やはり広く皆さん方に行き渡るようにということで、生活応援券がいいのではないかと、これでいけば皆さん方に広く行き渡ってやっていけるんじゃないかということで、それが一番、メニューの割合を占めるようになったということで、こういうことで私は、広く行き渡るんじゃないかということで、これを考えたわけでございます。あとについては、いろんなエネルギーとかやはり食料価格が上がっていますので、そういう問題のほうに入れ込んだということでございますので、御理解をいただければと思っております。もちろん子ども食堂に対するものとか、省エネ家電に対しても我々も考えたわけでございますけど、これも一つは低所得世帯への3万円とそれから子ども子育て世帯の2万円というのがありますので、そちらのほうでできればやっていけるんじゃないかということで、我々としましては、住民の皆様幅広く行き渡るようにということで、この生活応援券に変えたということでございますので、御理解をいただければと思っておりますので、もちろん今後ともそれについても、我々としては、やはり大切にやっていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

おっしゃられていることは否定するわけじゃないんです。メニューもありながらの財政調整基金も使うという中で行われるということですので、子ども食堂については、費用はそう高くないと思うんで、せっかく財政調整基金も使われるメニューにも上がっているということであれば、こういった機会にそういった支援をするんだというような姿勢を行政として見せていただければいいのではないかというふうな考えで質疑しております。

もう一つ足したような、何でもかんでも物価が上がって、低所得者の方のみならず、全ての方が大変だと思うんですよ。だから、せっかく推奨メニューに上がっている分であれば、その分財政調整基金も使いながらの政策をしていくということですから、積極的な事業推進に取り組むんだという姿勢は見えるわけですよ。だから、テレビでも取り上げられている市の省エネ家電への買い換え促進による生活者支援とか、こういったものもやはり、どれだけ需要があるか分かりませんが、物価高騰ではありますけど、住民の方が取捨選択できるようなメニューも取り揃えていただければ有難いと思っておりますので、今後の参考にしていただければと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ありませんか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

一つ確認させてください。ふるさと応援寄附金の9ページ、2,500万円ほど寄附金があったということで計上してありますけども、36ページの今度は基金の積立ってというのが1,250万円余りしかしていないんですけども、そこら辺はどこかに紛れ込んで使ったってということになるんですかね。そこら辺をちょっと確認させてください。

それから、29ページのほうに、学校給食費の負担軽減ということで、政策的な新規の事業として、議会初めて知ったものですから、話があれば理解はするんですけど、補助金の中で緊急的に、小学校の給食の3月まで無償化するというのは、なぜこの時期にされるのかなと思って。次、選挙に出てまた票取りされるのかなと思って。来年度予算につけても、一旦始めれば継続的にしなくちゃいかんという問題がありますから、この交付金がきたから、この一回限りの予算として計上したのかどうか。そこら辺をちょっとお尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

ふるさと納税の基金の積立でございまして、内訳といたしましては、こちら1月補正の今回の補正で9,000万円の寄附金ございまして、それから、こちらの事業費、先ほど補正で一応出ささせていただきました事業費を差し引かせていただきまして、それから、こちら今積立している分の現計予算を差し引きます。それから、最後に、前年度の積立ができなかった分を足した金額が今回の補正額となっております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

御質問のふるさと応援寄附金が2,500万円入っておるということですが、この2,500万円入ったうちの予算書でいきますと12ページになります。12ページの下段に11目、ふるさと納税事業費ということで、今回、補正予算額が1,249万9,000円と、この寄附金上がることによって、報償費であったり、事務費がかかるようになりますので、1,249万9,000円に、まず、2,500万円からここに充当をするようになります。

それで、その残った分1,250万1,000円が、予算書36ページ、10目、ふるさと応援基金費2,500万円から1,249万9,000円を差し引いた残りの1,250万1,000円が基金への積立ということになります。

ふるさと応援寄附金は以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、学校給食費の小学生の無償化分についてでございます。

議員がおっしゃられたように、今回の交付金の分で充当させていただくということで、対象

月としては1月から3月分のみということで、今回は計上をさせていただいております。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、教育次長が今おっしゃった、1月から3月のみということで、あなたが考えられて町長が決定されたということですね。今、教育長がいないからとにかく言うことです。判断はどちらがされたんですかって。最終的には町長だと思うんですけど、1月から3月。

そしたら、今、学校給食会計の改正をなさっとるですたいね。やはり私たち知りたいのは、材料がどの程度かかっておるかが、議会は何も分らんわけです。ですから、早く公会計にして、給食会計に入ってきたと思うものですから、そこら辺の未収金の問題とかたくさんあるから、その分からない中で無償化していくというのはいかがなものかと私思っておるものですから、はっきり形が見えれば分かっていくんですけど、そこら辺なんですよ。

交付金で出すってことね、今回は財政調整基金まで崩していろいろしてあるものですから、一般財源が97万3,000円ばかり、これずっと表を作って見ているんですけど、とにかく国がきた、臨時交付金がきた場合、1割か2割か、一般財源の税金とかが持出しになるわけですよ。国はいい格好してお金はやるんですけど、あとは時間外とかいろんなお金が出ていくわけですよ。町。それがどの程度あるのかですね。ほんとですよ、ずっと見てみよったら、一般財源の持出してたくさんあるですよ。そこら辺についてどのように考えておられるのかなと思って。協議して、町長、税財政課長となさっておるからですね。メニュー的には前と同じですから、これしかないから仕方ないと思うんですけど、そこら辺についてはどう考えますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの今、須藤議員がおっしゃいましたように、これについては、推奨メニューがありますので、小学校の給食費の保護者の負担軽減をするために、小学校の給食費の1月から3月までは補助は出そうということでこれ出したわけでございます。これは私のもちろん、私どもの政策会議で話し合っ、これを決断したということでございます。

先ほど5,100万円程度の交付金があるわけございまして、重点支援交付金があるわけございまして。その中で、あと900万円程度の一般財源を先ほど使われたってことございまして。これはもちろん事務費とか何かあるわけございまして、やはりこれを加味して、全体的なこの事業を出したということでございまして、やはりきちっと補助だけでできるっていうのはなかなか難しいわけございまして、やはり一般財源も使用させていただいて、この事業をやりたいということで判断して予算を組んだわけございまして、御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

再度確認しますが、来年度は骨格予算ということなんですけど、当初でまさか給食費を今のを組まれるかどうか分からないですけど、そこはよく確認しておりますから。教育次長が今、1月から3月までとおっしゃったからよかですけど、蛇足ですけど、早く教育長を見つけた方がいいんじゃないかなと思います。はい、いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今のところ給食費の予算というのは考えていないわけで、これはもちろん須藤議員がおっしゃるように、来年選挙があるわけですので骨格予算となるわけですので。

そこまで私が踏み込んで予算を組むというのは、まだ考えていないところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第2号 令和6年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
40分まで暫時休憩といたします。

（11時28分 休憩）

（11時40分 再開）

- 日程第6 議案第3号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）—
- 日程第7 議案第4号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）—
- 日程第8 議案第5号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）—
- 日程第9 議案第6号 令和6年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号）—
- 日程第10 議案第7号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第4号）—

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第3号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第4号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第5号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第6号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第7号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第4号）、以上の5件については関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第7号までの5議案は一括議題といたします。

町長が、議案第3号から議案第7号までの5議案のかがみ朗読と提案理由の説明後、各関係課長から各議案の説明をお願いいたします。

その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させます。

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させます。

（議案第5号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長をもって説明させます。

（議案第6号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（議案第7号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第3号の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。4款県支出金、補正額55万5,000円、計10億2,541万3,000円、1項県補助金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額55万5,000円、計13億9,175万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額6万8,000円、計1,206万2,000円、2項徴税費、補正額6万8,000円、計326万2,000円、4款保健事業費、補正額48万7,000円、計2,573万円、1項保健事業費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額55万5,000円、計13億9,175万6,000円。

次のページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については、説明を割愛させていただきます。

その次のページ、4ページのほうに歳入、それから、5ページ、6ページのほうに歳出予算のほうを計上させていただいておりますけれども、今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の人件費関係予算を補正する内容となっております。

説明については以上です。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議案第4号の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。3款国庫支出金、補正額59万7,000円、計2億9,193万2,000円、2項国庫補助金、補正額59万7,000円、計6,543万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額9万4,000円、計3億4,700万6,000円、1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額29万9,000円、計1億9,374万6,000円、2項県補助金、補正額29万9,000円、計661万円。

6款繰入金、補正額148万4,000円、計2億4,277万9,000円、1項一般会計繰入金、補正額148万4,000円、計2億1,277万9,000円。

歳入合計、補正額247万4,000円、計13億8,132万6,000円。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出です。1款総務費、補正額85万1,000円、計2,010万6,000円、1項総務管理費、補正額29万9,000円、計496万9,000円、3項介護認定審査会費、補正額55万2,000円、計1,410万8,000円。

5款地域支援事業費、補正額200万6,000円、計5,102万6,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額34万8,000円、計897万6,000円、2項一般介護予防事業費、補正額33万4,000円、計1,582万3,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、補正額132万4,000円、計2,622万7,000円。

8款予備費、補正額、減額38万3,000円、計211万2,000円、1項予備費、補正額、計とも同額

です。

歳出合計、補正額247万4,000円、計13億8,132万6,000円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。補正額ゼロ、計240万円。

歳出。1款事業費、補正額8万6,000円、計201万3,000円、1項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2款予備費、補正額、減額8万6,000円、計38万7,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計240万円です。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）、1総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

同じく、12ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）、1総括につきましても、説明を割愛させていただきます。

今回の補正につきましては、介護保険特別会計につきましても、一般会計と同様に、人事院勧告に伴う補正予算となっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、議案第5号の予算書2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。補正額ゼロ、計1,276万9,000円。

続きまして、歳出。1款総務費、補正額8万5,000円、計1,124万9,000円、1項施設管理費、補正額、計ともに同額です。

4款予備費、補正額、減額8万5,000円、計41万5,000円、1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計1,276万9,000円です。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛させていただきます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、一般会計と同じく人事院勧告に基づき、会計年度任用職員分の人件費関係予算を補正するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、議案第6号の2ページをお開きください。

水道事業会計につきましても、給与改定に伴います収益的支出の人件費についてのみの補正

を行わせていただいているところです。

以上でございます。

続きまして、議案第7号の2ページのほうをお開きください。

こちら下水道事業会計につきましても、給与改定に伴います収益的支出の人件費についてのみの補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと5分ほどで12時になりますけれども、議案第3号から議案第7号までの終了まで、そのまま続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これから議案第3号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第3号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第4号 令和6年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につい

での質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第5号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第6号 令和6年度佐々町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算(第4号)について質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第7号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計補正予算(第4

号)は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付されました案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長からの御挨拶を受けたいと思います。

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

それでは、閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました職員給与に関する条例等の一部改正の件、佐々町一般会計補正予算(第6号)ほか5件の各会計の補正予算、以上7件の全議案に対しまして、それぞれ適切に慎重に審議をいただき、御理解をいただき、原案のとおり可決していただきまして誠にありがとうございました。

今回提案をいたしました各議案の第2号につきましては、重点支援地方交付金の活用をした物価の高騰対策の支援策でございまして、御理解をいただきましたので、我々としましても早急に事務を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

各議員からいただきました貴重な御意見、御助言に対しましては、真摯に我々としても十分反映するように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

インフルエンザ等について、急速に感染者が増加しております。今後もやはり流行が進むということが予想されますので、インフルエンザワクチンについての早急な接種についても御検討をお願いしたいと考えております。

町といたしましても、引き続き町民の皆様のお安全安心のために、感染拡大の防止対策に努めながら、マスクを着用し、それから手指消毒、それから換気など、基本的な感染対策をやっていききたいと、またお願いをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一人一人が意識を持って、やはり感染の拡大の防止に努めなければならないと考えているところでございます。御理解を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議員の皆様におかれましても、健康に十分注意をいただき、町政の発展のために御活躍いただきますようお願いを申し上げ、簡単でございますけど、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議 長 (淡田 邦夫 君)

本当に皆様方、お疲れ様でございました。

以上で、令和7年第1回佐々町議会臨時会を閉会といたします。

本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

(12時02分 閉会)